

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省29-②)

政策分野名 【施策名】	幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承				担当部局名	食料産業局(消費・安全局、政策統括官) 【食料産業局食文化・市場開拓課、消費・安全局消費者行政・食育課、政策統括官付穀物課】				
政策の概要 【施策の概要】	高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、政策を展開する必要がある。 このため、「日本型食生活の実践」「食育の推進」及び「和食の保護・継承」を実現すべく、幅広い世代を対象に官民一体となった国民運動を展開する。また、この取組により、国産農林水産物の消費拡大に繋げる。				政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保				
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(2)幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 第2 I 2 (2) i ④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂) III 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進				政策評価実施予定時期	平成31年8月				
施策(1)	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する必要がある。 このため、「日本型食生活」の実践に向けて、個々の生活スタイル(年代、性別、就業や食生活)の状況に応じた消費者各層の多様なニーズや特性を分析、把握した上で、類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。 また、こうした取組と併せて、学校教育等の様々な機会を活用した幅広い世代に対する農林漁業体験の機会提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を推進するとともに、食育の推進、国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承といった課題に対して官民一体となった医福食農連携や農観連携、地産地消などの政策により取り組む。									
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	62%	27年度	70%	32年度	-	64%	65%	67%	68%	米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。 目標値は、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)に掲げられた食生活に係る目標値(「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」、目標値70%以上(H32))に準じて設定した。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。 なお、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」は、消費者行政・食育課において実施している「食生活及び農林漁業体験に関する調査」のうち、「日本型食生活」「ほとんど実践している」及び「おおむね実践している」と答えた者の割合としている。
イ 農林漁業体験を経験した国民の割合	31%	24年度	40%	32年度	34%	37%	37%	38%	39%	消費者の食や農林水産業への理解を深めるため、食育において、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等の活動の推進が必要である。また、第3次食育推進基本計画において、「農林漁業体験を経験した国民を増やす」ことについて、目標を定め、食や農林水産業への理解増進を図ることとしているため、測定指標として選定した。 目標値は、第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)を平成32年度までに40%以上とする」目標をもとに、その経過年次に目標値を設定した。 年度ごとの目標値については、すう勢に加え、農林漁業体験に関する施策による増加を見込んで設定した。

ウ 学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%	27年度	30%	32年度	-	27.5%	28.1%	28.8%	29.4%	<p>「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示)では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ベース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すこととされていることから、「学校給食における地場産物を使用する割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値は、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を平成32年度までに30%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>
<p>目標② 【達成すべき目標】</p>	「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
ア 国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数	9,434社	27年度	12,000社	30年度	-	10,300社	11,100社	12,000社	-	<p>消費者と食の関わり方が多様化する中、生産者と食品関連事業者等との連携を行い、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進することが重要である。このため、国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数を測定指標として設定した。</p> <p>目標値は、今後3年間で、国産を重視する食品産業事業者(約12万社)の10%が、国産農林水産物消費拡大運動に参加するとして設定した。</p>
イ 国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合	4%	27年度	12%	30年度	-	6.6%	9.3%	12%	-	<p>国産農林水産物の消費拡大を推進するためには、国産農林水産物を意識して購入する消費者の割合を増やすことが必要であり、そのためには、国産農林水産物・食品の供給側である食品事業者等による国産消費拡大に向けた取組も必要である。</p> <p>このため、対象となる行政事業レビューシートにおいて、それぞれに対応した、「①国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」と「②国民運動に参加する事業者・団体数」をアウトカム指標として設定しているところである。</p> <p>一方、政策評価においては、常時把握が可能な「国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数」を測定指標として設定していたが、外部有識者等からの意見を踏まえ、消費拡大の取組がどれだけ国民の意識変容に効果があったのかを示す測定指標である「国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」を追加することとした。</p> <p>目標値については、基準値である平成27年度の4%を3年間で3倍に増加させることとして、「30年度までに12%に向上」を設定した。また、平成29年度から平成30年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定程度増加するものとして設定した。</p>
ウ 一人当たりの米の年間消費量	57kg/人・年	25年度	53kg/人・年	37年度	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(1.1%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-2.3%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上	<p>高齢化や総人口の減少により、米の消費量は今後も減少する可能性が高いが、米の消費量の減少に歯止めをかけることは、食料自給率の向上を目指す上で極めて重要であるため指標として選定した。</p> <p>目標値は、食料・農業・農村基本計画に定める平成37年度における一人当たりの米の年間消費量53kg/人・年とし、年度ごとの目標値は「前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上」と設定した。</p> <p>年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>
エ 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	42%	27年度	50%	32年度	-	43%	44%	46%	48%	<p>ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」は、日本の多様な自然が育み地域の伝統的な行事や作法と結びついた日本人の伝統的な食文化であり、バランスの良い健康的な食事による健康増進、社会的な絆の強化等に寄与していることから、「伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値は、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、「和食」の保護・継承に関する施策による増加を見込んで設定した。</p>

目標③ 【達成すべき目標】		市町村における国民運動としての食育の推進								
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	77%	27年度	100%	32年度	-	82%	86%	91%	95%	食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」を測定指標として選定した。 第3次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合については、今後5年間で100%とすることを旨とされていることから、平成32年度の目標値を100%とした。
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成29年行政事業レビュー 事業番号			
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]							
(1) 農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)(平成22年)	-	-	-	-	(1)-①-ウ	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	-			
(2) 農林水産物の生産・流通の場における食育の推進(平成25年度～平成27年度) 食育活動の全国展開事業委託費等(平成28年度)(主)	398 (346)	289 の内数 (276 の内数)	60 (42)	60	(1)-③-ア	食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、食育に関する国民の意識調査を実施・公表し、国及び地方公共団体の食育施策推進に資する基礎資料を提供するとともに、毎年6月の食育月間における中核的な行事としての食育推進全国大会、食育活動表彰等を実施し、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等の関係者が緊密な連携・協力を図りながら全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関する国民の理解の増進を図る。	0008			
(3) 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業(平成28年度)(主)	-	-	388 (353)	173	(1)-①-ア	機能的表示食品制度等を活用した地域の食による健康都市づくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用促進のための環境整備を支援する。 この支援措置により、国産農林水産物・食品の需要の維持・拡大とともに、日本型食生活の普及・実践等を図り、食育の推進に寄与する。	0010			
(4) 日本の食消費拡大国民運動推進事業(平成28年度)(主)	-	-	388 (356)	288	(1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ	民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を実施するとともに、学校給食等への地場食材の供給の取組等を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。 この支援措置により、国産農林水産物の魅力発信や地産地消の推進を図り、国産農林水産物の消費拡大に寄与する。	0011			
(5) 「和食」と地域食文化継承推進事業(平成28年度)(主)	-	-	212 (140)	60	(1)-②-エ	平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」の普及活動や情報発信を実施するとともに、地域の食文化の魅力の再発見につながる食育活動を支援する。 この支援措置により、第3次食育基本計画の推進を図り、「和食」の保護・継承や食育の推進に寄与する。	0012			
(6) 地域の魅力再発見食育推進事業(平成29年度)(主)	-	-	-	280	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-エ	地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育に関する取組を支援する。 この支援措置により、第3次食育推進基本計画の目標達成が図られるとともに、幅広い関係者による食育の推進に寄与する。	新29-0002			

(7) 学校給食用政府備蓄米支援事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成15年度) (関連:29-5)	-	-	-	(1)-②-ウ	米飯学校給食の推進及び政府備蓄米の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付等を実施する。このことにより、米飯学校給食の推進及び備蓄制度の理解促進に寄与する。(平成29年度枠:無償交付1.7千トン、有償交付0.4千トン)	-
(8) 加工原材料用政府所有米穀導入 促進事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成10年度) (関連:29-5)	-	-	-	(1)-②-ウ	新たな米加工試験やこれらの米加工新製品が市場定着するまでの支援として政府米の無償交付を実施する。また、今後需要の拡大が期待される加工業者に対して特例価格により有償交付を実施する。このことにより、米を利用した新製品の開発を促進し、米穀の加工用途への需要創出に寄与する。(平成29年度枠:無償交付0.2千トン、有償交付0.2千トン)	-
政策の予算額[百万円]		3,401 <0>	2,903 <0>			1,844 <0>
政策の執行額[百万円]		2,723 <0>	2,576 <0>			

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	食生活及び農林漁業体験に関する調査(消費・安全局消費者行政・食育課)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	食生活及び農林漁業体験に関する調査(消費・安全局消費者行政・食育課)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	文部科学省が行う調査により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	国産農林水産物の消費拡大国民運動「フード・アクション・ニッポン」の推進パートナーとして登録した事業者数を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	国産農林水産物の消費拡大国民運動「フード・アクション・ニッポン」の取組において消費者アンケートを実施して把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満
	指標(エ)	把握の方法	内閣府が実施している「食育に関する意識調査」により把握	
		達成度合の判定方法	当該調査結果に基づく計算値(伝統的な料理や作法を受け継いでいる人の割合×うち、次世代へ伝えている人の割合)が目標に達しているかを判定。 達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
目標③	指標(ア)	把握の方法	都道府県への聞き取りにより把握	
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	